

国指定鳥獣保護区の保護に関する指針について

- ・鳥島鳥獣保護区
- ・七ツ島鳥獣保護区
- ・大東諸島鳥獣保護区

保全事業について

1. 保全事業の概要

○鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして鳥獣の生息環境の改善を図る必要があると認めるとき行うもの。

■鳥獣保護法(抜粋)

第二十八条の二 国又は都道府県は、鳥獣保護区における鳥獣の生息の状況に照らして必要があると認めるときは、国にあつては前条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)において、都道府県にあつては同項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。)において、保全事業(鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための鳥獣の繁殖施設の設置その他の事業であつて環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)を行うものとする。

○保全事業の具体的内容としては、営巣地における土砂流入防止のための工作物や鳥獣の生息地における植生破壊等を行う動物の侵入を防ぐための垣、柵等、鳥獣の繁殖施設、採餌施設、休息施設の設置等がある。

■鳥獣保護法施行規則(抜粋)

第三十三条の二 法第二十八条の二第一項の環境省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 鳥獣の繁殖施設の設置
- 二 鳥獣の採餌施設の設置
- 三 鳥獣の休息施設の設置
- 四 湖沼等の水質を改善するための施設の設置
- 五 鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置
- 六 鳥獣の生息地の保護及び整備に支障を及ぼすおそれのある動物の捕獲等

2. 保護に関する指針

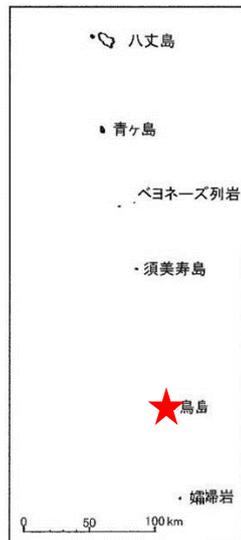
○保全事業を行うにあたっては、専門家、国の関係行政機関、関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定めるものとする。なお、国指定鳥獣保護区指定等実務要領において、この指針を官報で告示し、中央環境審議会へは報告を行うこととされている。

➡ **今回該当の鳥獣保護区等の保護に関する指針については、平成25年3月29日付官報にて告示を実施済み。**
平成25年度より具体的な事業を実施する予定。

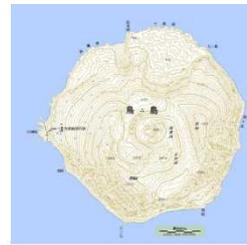
(1) 鳥島鳥獣保護区での保全事業

● 鳥島鳥獣保護区

- ・ 所在: 東京都
- ・ 当初指定年月日: 昭和29年11月1日
- ・ 存続期間: 平成6年11月1日
～平成26年10月31日
- ・ 指定区分: 希少鳥獣生息地
(アホウドリ)
- ・ 面積: 453ha



位置図



区域図



- 絶滅危惧種のアホウドリの最大繁殖地である国指定鳥島鳥獣保護区は、繁殖地への土砂流入やネズミ類による希少な小型海鳥類の捕食により、野生鳥獣の生息環境が悪化したため、保全事業を実施することにより自然環境の再生を図る。

アホウドリの繁殖地へ土砂流入が発生

➡ アホウドリのヒナが被害を受け死亡

かつては生息していなかったネズミ類が増殖し、卵やヒナを捕食

➡ 希少種の小型海鳥類(オーストンウミツバメ等)が減少



アホウドリ

事業内容

- アホウドリ類繁殖地への土砂流入防止対策
- 小型海鳥類繁殖地保全対策 等

国指定鳥島鳥獣保護区の保護に関する指針

1. 保護管理方針

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）第46条第1項に基づくアホウドリの保護増殖事業として実施してきた燕崎における繁殖地への土砂流入防止事業等については、引き続き継続的に実施し、鳥獣の生息環境の安定化を図る。
- (2) 種の保存法第45条第1項に基づき定められたアホウドリに関する保護増殖事業計画（平成18年8月文部科学省・農林水産省・環境省告示第2号）を踏まえ、初寝崎におけるモニタリングを行い、繁殖地の形成状況の把握に努めるとともに、必要に応じ繁殖地の保全対策を講じる。
- (3) 「モニタリングサイト1000海鳥調査」（以下「海鳥調査」という。）の実施により、小型海鳥類の繁殖地の状況把握に努めるとともに、必要に応じ小型海鳥類の繁殖地の保全対策を講じる。

2. 保全事業の目標

繁殖地への土砂流入防止及び小型海鳥類を捕食するネズミ類の駆除を行い、海鳥類の繁殖地として生息環境の改善を図る。

3. 保全事業の対象区域

鳥島鳥獣保護区の全域

4. 保全事業の内容

燕崎において、繁殖地に堆積した土砂を除去するとともに、裸地化しつつある繁殖地では営巣に適した環境を保護するため単木的な植栽を行う。

さらに、小型海鳥類を捕食するネズミ類について、生息密度を含めたモニタリングを行い、実態を把握しつつ駆除を行う。

5. 環境変化の概要

アホウドリの最大の繁殖地である燕崎は、急傾斜地であることから土砂が流入しやすく、平成11年頃から低気圧又は台風の通過時に土砂流入が発生することが顕著となり繁殖地の埋没が懸念される。さらに、過去非意図的に導入されたネズミ類が増加し、それらによる捕食により小型海鳥類繁殖地としての環境が悪化した状態になっている。

6. 鳥獣の生息状況の変化

鳥島でアホウドリが昭和26年に再発見されて以降、繁殖地として世界的に注目される地となった。これまでの関係者の保護増殖に係わる取組により、アホウドリは個体群として約3千羽に達する状況となり、別種であるクロアシアホウドリはこれを上回る個体群が生息しているが、燕崎繁殖地の土砂流入による埋没が繁殖への影響を及ぼすおそれがある。

小型海鳥類であるオナガミズナギドリは、平成23年度の海鳥調査で97巣と前回の平成20年度の調査に比べ増加している。一方、オーストンウミツバメは、巣穴を使用した痕跡から推測した個体数は平成20年度調査に比べ平成23年度調査では減少しており、調査ごとにネズミ類からの捕食が記録されるなど、繁殖地としての質が極度に低下している。

(2) セツ島鳥獣保護区での保全事業

● セツ島鳥獣保護区及び同セツ島特別保護地区

- ・ 所在: 石川県輪島市
- ・ 当初指定年月日: 昭和48年11月1日
- ・ 存続期間: 平成15年11月1日
～平成35年10月31日
- ・ 指定区分: 集団繁殖地
(オオミズナギドリ、
カンムリウミスズメ等)
- ・ 面積: 24ha(特別保護地区も同じ)



位置図



区域図



- オオミズナギドリの集団繁殖地である国指定セツ島鳥獣保護区は、植生の荒廃と土砂流出等のため、鳥類の生息環境が劣化している。また、希少種の小型海鳥類(ヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメ等)はネズミ類の侵入により、その繁殖が近年確認されていない。こうした状況を踏まえ希少鳥類の生息環境の改善を図るため、保全事業を実施することにより自然環境の再生を図る。

カイウサギが持ち込まれ、増殖



ウサギの食害により、植生が荒廃
オオミズナギドリの繁殖地へ土砂流入が発生

かつては生息していなかったネズミ類が増殖し、卵やヒナを捕食



カンムリウミスズメ等の繁殖を阻害



ウサギによる食害状況

事業内容

- ウサギによる食害箇所の植生復元
- オオミズナギドリ繁殖地等への土砂流出防止対策 等

国指定七ツ島鳥獣保護区同特別保護地区の保護に関する指針

1. 保護管理方針

- (1) 希少鳥類及びその生息環境のモニタリング調査を通じて、希少鳥類の生息状況及び生息環境の変化の把握に努め、必要な保全対策を講じる。
- (2) 希少鳥類の生息を脅かすような生息地の劣化・消失又はネズミ類による希少鳥類の捕食を防止するため、必要に応じて保全対策を行う。
- (3) 更なる外来生物の侵入を防ぎ、生態系の保全を図るため、関係地方公共団体、関係機関等と連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

2. 保全事業の目標

繁殖地の植生復元及び土砂流出防止並びに小型海鳥類を捕食するネズミ類及び植生被害をもたらすアナウサギの駆除を行い、海鳥類の繁殖地として生息環境の改善及び生態系の保全を図る。

3. 保全事業の対象区域

七ツ島特別保護地区の全域

4. 保全事業の内容

オオミズナギドリ、ウミネコ等の大型鳥類のほか、カンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメ等の希少鳥類の生息状況調査及び植生状況調査等を踏まえ、在来の植物による植生復元、土砂流出防止施設の整備等を実施し、鳥類の生息環境の回復及び創出を図る。また、ネズミ類による希少鳥類の捕食、アナウサギによる食害等の外来生物からの被害の対策に必要な措置を実施する。さらに、希少鳥類の生息数及び植生のモニタリング等により、保全事業の効果について評価を行う。

5. 環境変化の概要

人為的に持ち込まれたアナウサギが繁殖したことにより植生が荒廃し、裸地化が進行したため、土砂の流出が問題となり、植生復元工を過去実施したが、継続的なメンテナンス等が不十分であり裸地が残っている。また、新たに裸地化している場所も生じている。さらに、このような裸地化に加えアナウサギの食害によって植物生態系が大幅に変化しており、オオミズナギドリの繁殖地としての環境への悪影響が懸念されている。アナウサギについては毎年駆除作業を実施しているが、約100～200頭が生息していると推定されている。

6. 鳥獣の生息状況の変化

七ツ島はカンムリウミスズメの繁殖地北限とされているが、非意図的に導入されたネズミ類の小型海鳥類及びその卵の捕食により、近年七ツ島におけるカンムリウミスズメやヒメクロウミツバメの繁殖は確認されていない。

オオミズナギドリは、昭和58年の調査で3万5千～4万羽と推定され、その後平成11年の調査においても同程度の生息が確認されたが、その後正確な生息数は調査されていない。

ウミネコについては、昭和50年に烏帽子島で初めて数千羽の繁殖が発見されたほか、昭和54年には大島などでも繁殖が確認されるようになった。現在では、大島では著しい増加が確認されており、1万2千羽以上が繁殖していると言われている。

(3) 大東諸島鳥獣保護区での保全事業

● 大東諸島鳥獣保護区及び同大東諸島特別保護地区

- ・ 所在: 沖縄県島尻郡北大東村(北大東島)及び南大東村(南大東島)
- ・ 当初指定年月日: 平成16年11月1日
- ・ 存続期間: 平成16年11月1日
～平成36年10月31日
- ・ 指定区分: 希少鳥獣生息地
(ダイトウオオコウモリ等)
- ・ 面積: 4,251ha(うち、特別保護地区234ha)



位置図



南大東島

- 絶滅危惧種のダイトウオオコウモリの生息地である国指定大東諸島鳥獣保護区は、海岸、幕(はぐ)及び池沼周辺において、ダイトウオオコウモリのすみかとなるダイトウビロウ林が劣化・消失し、生息環境が悪化していることから、保全事業を実施することにより自然環境の再生を図る。

ビロウ林の被害・消失

→ ダイトウオオコウモリの生息数の減少



(左)ダイトウオオコウモリ
(右)被害を受けたビロウ

事業内容

- ダイトウビロウの植樹等による希少鳥獣の生息地整備 等

国指定大東諸島鳥獣保護区同特別保護地区の保護に関する指針

1. 保護管理方針

- (1) 希少鳥獣のモニタリング調査を通じて、区域内の希少鳥獣の生息状況及び生息環境の変化の把握に努め、必要な保全対策を講じる。
- (2) 希少鳥獣の生息を脅かすような生息地の劣化・消失、ノネコ及びイタチによる希少鳥獣の捕食を防止するため、区域内の巡視を行う。
- (3) 関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

2. 保全事業の目標

ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息に重要なダイトウビロウ林の再生を図るとともに、希少鳥獣が利用する池沼及びその周辺湿地の保全を行い、希少鳥獣の生息環境の保護及び整備を図る。

3. 保全事業の対象区域

大東諸島特別保護地区の全域

4. 保全事業の内容

ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息状況調査、ダイトウビロウ林の生育状況調査等を踏まえ、ダイトウビロウの植樹、希少鳥獣の生息地改善施設の整備等を実施し、鳥獣の休息及び採餌環境の回復及び創出を図る。また、ノネコ及びイタチによる希少鳥獣の捕食、タイワンカブトムシによるダイトウビロウの食害等の外来生物への対策に必要な措置を実施する。また、希少鳥獣の生息数、ダイトウビロウ林の生育状況のモニタリング等により、保全事業の効果について評価を行う。

5. 環境変化の概要

近年、海岸、幕（はぐ）及び池沼周辺のダイトウビロウが優占する林が劣化・消失するなど、ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息域が減少している。

さらに、外来生物であるタイワンカブトムシによるダイトウビロウへの食害が平成22年度頃から顕著に現れており、樹勢が弱まり枯死するダイトウビロウが確認されている。

6. 鳥獣の生息状況の変化

生息域の減少に伴い、ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息数も減少している。ダイトウオオコウモリについて、南大東島では、鳥獣保護区指定当初は生息数が300頭台と推定されていたが、かつて生息が確認された場所においても見られなくなっており、生息数の減少が危惧されている。北大東島では、平成14年に、わずか20頭程度と推定されたが、近年、目撃情報が少なく、個体数が更に減少していると考えられる。また、ダイトウコノハズクについても、営巣木であるダイトウビロウの減少、ノネコ及びイタチによる捕食等により生息数は急激に減少しており、かつては北大東島で生息が確認されていたが、近年は北大東島での生息情報はない。